

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K00268

研究課題名（和文）アメリカ合衆国における知的障害の歴史的考察 - 医学の発達と市民権 -

研究課題名（英文）History of Intellectual Disability in the United States: Medical Development and Citizenship

研究代表者

小野 直子 (Ono, Naoko)

同志社大学・文学部・教授

研究者番号：00303199

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、アメリカ合衆国における知的障害者の市民としての権利に対する認識の変化を明らかにしたものである。20世紀前半に、市民としての権利の中でも特に兵役、婚姻、生殖の権利に焦点を当て、知的障害者からそれらの権利を剥奪すべきか、あるいは付与すべきかをめぐって、知的障害者と日常的に接していた収容施設の関係者や医師、そして優生学運動に関与していた人々による議論を中心に分析した。それにより、市民としての権利を行使するために必要とされる能力や特性、政府の知的障害者に対する政策がこの時期に変化したことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、アメリカ合衆国において知的障害者がどの程度市民としての権利を行使することができるのかという問題に関して行われてきた議論に焦点を当てている。それは、コミュニティの一員になるための基準、そしてその中で「差異」に対処する方法などに関する人々の見解を反映している。従ってそれを検討することは、市民としての権利を行使するためにどのような能力や特性が必要とされるのか、誰がそれを決定するのか、国家は市民の福利を促進するために扶助する義務があるのか、といったような普遍的な問題を考察することに寄与することができる。

研究成果の概要（英文）： This study examines changes in perceptions of the rights of persons with intellectual disabilities as citizens in the United States. Focusing on military service, marriage, and reproductive rights, among other civil rights, in the first half of the twentieth century, the study analyzes the debate among directors of institutions for the intellectually disabled, doctors, and those involved in the eugenics movement, over whether these rights should be stripped or granted to persons with intellectual disabilities. In doing so, we see the changes in the abilities and characteristics required to exercise their rights as citizens, as well as in the government policy toward the intellectually disabled during this period.

研究分野：アメリカ史

キーワード：アメリカ 知的障害 精神薄弱 精神遅滞 優生学 権利

### 1. 研究開始当初の背景

アメリカ合衆国(以下、アメリカ)において知的障害の歴史に対する関心が高まったのは、1980年代以降のことである。それまでの知的障害に関する研究は、主に知識やサービスの進歩の歴史として描かれてきた。焦点が当てられたのは優れた教師や医師などの業績であり、それを経済的・社会的・政治的变化の中に位置付けてはならず、サービスによって影響を受ける人々、その家族、ケアの提供者などの声は含まれていなかった。障害者の権利運動や1990年の米国障害者法の制定などを通して、障害にも歴史があり、障害が社会的に構築されてきたということが理解されるようになってきた。

そして1980年代以降、障害の歴史をより広いアメリカ史に組み込むような研究が行われるようになった。障害の概念が形成される過程が検討され、障害の定義に社会的・文化的な要因がいかに多大な影響を及ぼしてきたのかということが明らかにされてきた。さらに、これまで発言権を与えられてこなかった人々の声に耳を傾けようとする研究も行われるようになってきており、知的障害者とその家族、施設の管理者、ケアの提供者などの相互作用にも焦点が当てられている。こうして、知的障害の歴史は、教育史、家族史、法制史、労働史、軍事史、医学史などの、より広範囲にわたるテーマと結び付けられるようになってきている。このような状況を踏まえ、本研究では知的障害者の権利に焦点を当て、彼/彼女らが市民として社会的に排除・包摂されてきた過程を考察しようとした。

### 2. 研究の目的

本研究は、アメリカにおける知的障害者の歴史を、市民の包摂と排除という観点から考察することを目的としている。人種、民族、ジェンダーに基づく差別は、長い間その妥当性を疑われ、不合理な偏見であるとして非難されてきた。しかし、障害に基づく差別(区別)は、障害による身体的・精神的・知的差異故の当然の結果として広く受け入れられ、法的に正当化され、道徳的に必要であるとさえ見なされる傾向にある。従って、知的障害者の定義と市民としての権利の関係を再考することは、「正常」と「障害」の境界線、そして市民権の基本的前提や市民権を付与方法に関する疑問を投げかけることである。

本研究において知的障害とは、客観的な生物学的状態ではなく、議論の対象とする社会的構築物として分析されるものである。障害者の権利を制限したり保護したりしようとする活動の中では、障害はさまざまに理解されてきた。一般に「知的障害」とは、同時代人の文化的・社会的期待に添うのに必要と思われる個人の能力に影響を与えるほど、平均よりもかなり低い知能の水準を示すレッテルである。知的障害は、個人の生物学的特質に内在する「状態」というよりも、議論の対象となる社会的構築物として存在している。社会的構築物であるという主張は、知能の低さの生物学的根拠の可能性を排除するものではなく、そのレッテルの意味が時代や社会的文脈において変化するので、「正常な知能」の持ち主と「知的障害者」の間に明白な、あるいは一貫した境界線は存在しないということを示している。

アメリカの歴史において、知的障害者がどの程度市民としての権利を行使することができるのかという問題に関してはこれまで議論が続いてきた。その議論は、知的障害者の能力と最善の利益に関する疑問、彼/彼女らに合理的な決定を行うことができるのか、そしてその決定に責任を負うことができるのか、知的障害者の権利を制限することによって彼/彼女らを保護することが必要かどうか、などの問題をめぐって展開されている。こうした議論は、コミュニティの一員になるための基準、そしてその中で「差異」に対処する方法などに関する人々の見解を反映している。従ってそれを検討することは、市民としての権利を行使するためにどのような能力や特性が必要とされるのか、誰がそれを決定するのか、国家は市民の福利を促進するために扶助する義務があるのか、といったような普遍的な問題を考察することに寄与することができる。

### 3. 研究の方法

近代において、知的障害者は「市民」としての規範からの逸脱に基づいて保護を受けたり権利を制限されたりするようになった。しかしながら、知的障害者というレッテルが、自動的に権利の行使からの排除を意味したわけではなかった。法的制限は必要な時に利用される選択肢であり、知能が低いと思われるすべての人々に自動的に強制的に適用されたのではなかった。そこで本研究では、特に20世紀前半のアメリカにおける権利に関するいくつかの具体的事例を取り上げ、知的障害者からそれらの権利を剥奪すべきか、あるいは付与すべきかをめぐって、知的障害者と日常的に接していた収容施設の関係者や医師、そして優生学運動に関与していた人々による議論を中心に分析する。本研究では、市民としての権利の中でも主に兵役、婚姻、生殖の権利に焦点を当てる。これらをめぐる議論を分析することにより、市民としての権利を行使するために必要とされる能力や特性、政府の知的障害者に対する政策が、歴史的にどのように変化してきたのかを明らかにする。

## 4. 研究成果

### (1) 兵役

国民国家において、国民は市民としての権利を付与されるが、それに伴って国民としての義務も課せられることになる。国民としての権利が脅かされる時、それを守るために兵役に参加することが国民としての義務に結び付く。すなわち、兵役に参加することは、市民としての権利を有する者の義務であると考えられていた。逆に言えば、兵役に参加することは、市民としての権利を得ることにつながった。しかしながら、兵役にはすべての人々が参加できるわけではない。兵役に就くにはいくつかの条件がある。兵役は、ある特定の条件を要求される一種の「特権」である。歴史的に、身体的、精神的、知的に兵役に耐えられないと思われる人々は、徴兵の対象とされてこなかった。そこで本研究では、特に第一次世界大戦期から第二次世界大戦期にかけて、知的障害と兵役との関係を分析することにより、知的障害者の市民としての権利がどのように考えられていたのかを明らかにした。

20 世紀初頭の優生学運動において、知的障害者は遺伝的欠陥の故に道徳的観念がなくて矯正不可能であり、生涯にわたる施設収容が必要であると考えられていた。しかしながら第一次世界大戦後には、知的障害者の多くは「良い市民」と見なすことはできないが、それは教育の不足と環境の故であり、従って知的障害者に教育の機会を提供すれば、彼/彼女らを施設から退所させてコミュニティでの生活に戻すことも可能になると、施設関係者は主張するようになった。さらに第二次世界大戦期における軍隊及び軍需産業における人的資源の需要は、知的障害者の社会的地位を大きく変えた。周縁化され、スティグマ化された立場から、戦争遂行努力への彼/彼女らの参加を必要とする社会的状況において、知的障害者が「生産的な市民」になり得るという新しい言説が生み出された。この言説によれば、知的障害者は社会において成功するために必要な教育や職業訓練、機会が否定されているので他者に依存しているのであり、それらが提供されれば「生産的な市民」になることができるだけでなく、その潜在能力を發揮することを可能にする機会とサービスを提供される権利を有しているという主張につながった。

### (2) 婚姻

アメリカでは初期から、知的障害者の婚姻を含めた契約の権利に関する法的制限が存在していたが、その対象となるのはほんの少数であり、一般にそれほど重度ではない知的障害者には権利の行使が認められていた。しかし、20 世紀初頭の優生学運動において知的障害は遺伝性と思なされたので、知的障害者の生殖を抑制するため、多くの州で知的障害者の婚姻を禁止したり、断種（不妊化）を認めたりする法律が制定された。生殖防止策としてまず取り上げられたのが、婚姻制限であった。そこで本研究では、特に 20 世紀前半における知的障害者の婚姻の権利に関する認識の変容について明らかにした。

知的障害者に対する婚姻制限は、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、施設長や医師、ソーシャルワーカーなどの特定の職種から支持範囲を拡大していった。しかし、1930 年代には、知的障害者の婚姻は現実問題として、また社会適応の手段として、専門家によって一般に肯定されるようになってきた。大恐慌は、施設における財源の縮小と入所申請者数の急増をもたらした。施設の過密状態とさらなる入所需要に対応するためには、軽度の収容者を施設から退所させてコミュニティに戻す以外にないと、施設長は考え始めた。一部の知的障害者はコミュニティで生活することができるということが認識されるようになって、専門家は、断種された知的障害者の生活における結婚の肯定的な機能を指摘するようになった。生殖の可能性が取り除かれれば、結婚は知的障害者がコミュニティで生活することを容易にし、社会に貢献する能力を高めると主張されるようになったのである。この時期には、知的障害者の婚姻を制限する新しい法律が制定されることはなく、法律を厳格に施行しようとする試みも衰微していた。しかし、知的障害者の婚姻を禁止する法律は維持されたままで、それに対する法的な異議申し立てが行われることはなかった。

### (3) 生殖

アメリカの優生学運動は、1920 年代末期から 30 年代初頭にかけて退潮期を迎え、それに呼応するように優生断種は肯定されなくなったとされるが、断種実施数はこの時期にむしろ増加した。その背景には、1927 年の連邦最高裁判所の「バック対ベル」判決において、断種法が合憲と判断されたことがあったのは当然である。しかし、1930 年代には、公立の知的障害者収容施設の施設長の間で、断種法の有無に関わらず、断種手術を必要とする知的障害者の存在が共通認識となった。そこで本研究では、特に戦間期の知的障害者の生殖の権利に関する認識と断種政策の変容について明らかにした。

大恐慌期には、すでに過密な施設から軽度の収容者を退所させてコミュニティでの生活に適応させるという理由で、断種手術を実施した。他方で、実際には経済的状況が厳しい中で、就労先がなくて施設から退所させることができない収容者に、可能な限り「普通の」社交生活を送らせるためということで、断種手術は実施され続けた。結婚の肯定的な機能は指摘されるようになったが、知的障害者が子供を産み、親となり、養育することを積極的に是認するということはほ

とんど見られなかった。むしろ多くの施設長は、断種によって親になるというストレスを取り除くことによって、知的障害者のコミュニティへの適応を促進しようとした。断種は、知的障害者もコミュニティにおいて「幸福な結婚生活」を送ることを可能にするように思われた。他方で、1940年代になると、断種を肯定しながらではあるが、知的障害者が子供を養育することを認める立場が提起されるようになった。コミュニティにおける知的障害者の実態調査により、知的障害が養育上の絶対的な否定条件ではないことが明らかにされてきたのである。第二次世界大戦後の家族イデオロギーは、子供の数を場合によっては強制的に制限することを前提にしつつも、知的障害者にも家族を形成する権利を認める言説を生み出した。

以上のように、本研究ではアメリカでは特に戦間期から第二次世界大戦期にかけて、さまざまな領域において知的障害者の権利に対する認識が変化したことを明らかにした。知的障害者の権利に関する連邦レベルの政策が本格化するのは1960年代以降であるが、この時期にその下地が形成されていたと言える。しかし、現在でも世論や家族の態度は常にこれらの権利に肯定的であるというわけではなく、合理的な配慮や支援が不十分であるために、知的障害者はしばしば公式には認められている権利を行使することができていない。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 小野直子	4. 巻 78
2. 論文標題 「雑誌『優生学ニュース』にみる優生学と断種政策の変容 - アメリカ優生学に対するナチスの影響 - 」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『富山大学人文科学研究』	6. 最初と最後の頁 43-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小野直子	4. 巻 75
2. 論文標題 「大恐慌期アメリカにおける断種政策の変容」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『富山大学人文学部紀要』	6. 最初と最後の頁 37-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小野直子	4. 巻 71
2. 論文標題 「優生学と婚姻制限 - アメリカにおける知的障害者像の変容 - 」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『文化学年報』	6. 最初と最後の頁 395-416
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小野直子	4. 巻 37
2. 論文標題 「世界大戦における知的障害者 - シティズンシップの境界線 - 」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『アメリカ史評論』	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小野直子
2. 発表標題 20世紀アメリカにおける生殖管理 - 断種、避妊、中絶の交差 -
3. 学会等名 アメリカ学会第57回年次大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小野直子
2. 発表標題 アメリカ優生学の変容と人口問題への眼差し
3. 学会等名 関西アメリカ史研究会第61回年次大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小野直子
2. 発表標題 優生学と人口問題 - 戦間期アメリカにおける優生学の変容 -
3. 学会等名 文化史学会大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小野直子
2. 発表標題 戦間期プエルトリコにおける人口問題と優生学
3. 学会等名 身体・環境史研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 小野直子
2. 発表標題 「1930-40年代アメリカにおける優生学の変容 - 生殖・家族・人口問題 - 」
3. 学会等名 早稲田大学総合人文科学研究センター公開研究会・シリーズ「戦後優生政策の国際比較」第3回（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小野直子
2. 発表標題 「優生学運動とその遺産 - 身体管理のポリティクス - 」
3. 学会等名 同志社大学アメリカ研究所春季公開講演会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小野直子
2. 発表標題 「ジェンダー論とアメリカ史研究」
3. 学会等名 日本アメリカ史学会第18回年次大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小野直子
2. 発表標題 「『正常な』家族を求めて - 知的障害者の親の会と専門家 - 」
3. 学会等名 日本アメリカ史学会第16回年次大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 服部伸、藤原辰史、香西豊子、大谷実、小堀慎悟、宝月理恵、穂山洋子、美馬達哉、東風谷太一、大谷誠、小野直子、村上亮、福元健之、御手洗悠紀、ヴィクトリア・エシュバツハ＝サポー	4. 発行年 2021年
2. 出版社 人文書院	5. 総ページ数 420
3. 書名 身体と環境をめぐる世界史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------